

長野県環境影響評価条例の改正について

1 改正の理由

環境影響評価法の改正による法対象事業への新たな手続の導入、環境影響評価制度の運用を通じ明らかとなった課題、従来想定していなかった種類の事業による大規模開発への対応を図るため、環境影響評価条例の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 法改正に伴う手続の導入

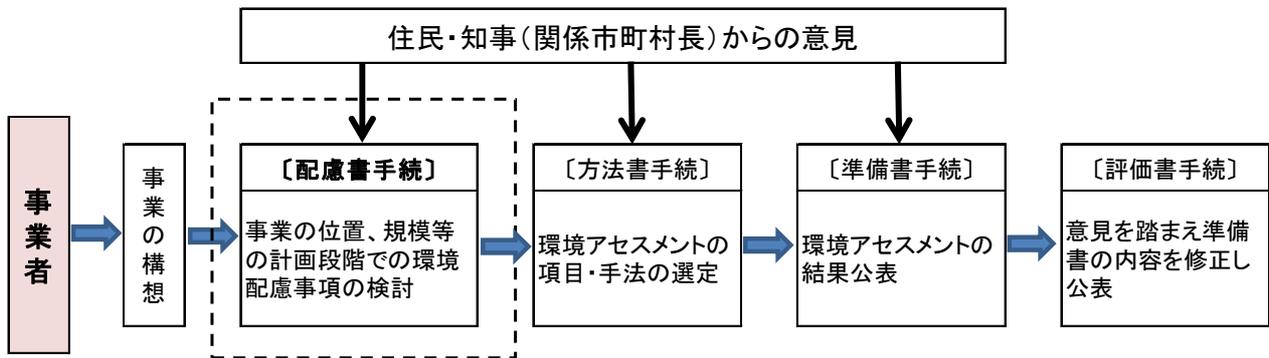
ア 計画段階環境配慮書手続の導入

事業の検討段階から環境配慮を行うことで、事業の実施に伴う環境影響の一層の回避・低減を図ることができることから、次のとおり計画段階環境配慮書手続（※1）を積極的に導入する。

計画段階環境配慮書の作成	条例第1種事業（※2）	義務付け。
	条例第2種事業（※3）	国、地方公共団体等は義務付け、それ以外の者は努力義務。
	法第2種事業	条例第1種事業又は条例第2種事業に相当する事業は、同様に取扱い。
計画段階環境配慮書に係る手続	住民・市町村等からの意見聴取の重要性に鑑み、次の手続を義務付け。 ▶ 知事意見の提出 ▶ 住民・関係市町村等の意見聴取（法では努力義務）	

- ※1 事業計画の柔軟な変更が可能である早期の段階において、事業の位置、規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うことにより、事業実施による重大な環境影響を回避・低減する手続
- ※2 規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして、必ず環境影響評価の手続を実施する事業
- ※3 第1種事業に準ずる規模を有する事業又は環境の保全上特に配慮が必要と認められる地域において実施される事業で、環境影響評価の手続を実施する必要があるかどうかの判定を知事が行う事業

【参考】改正後の環境影響評価条例における手続の流れ



イ その他の法改正に伴う手続の導入

以下の手続について、本県においても導入を図る。

- ▶ 方法書要約書の作成及び説明会の開催の義務化
- ▶ 環境影響評価図書の電子縦覧の義務化

(2) 環境影響評価手続の充実

環境影響評価制度の運用の中で明らかになった課題に対応し、環境影響評価手続の充実を図るため、次のとおり見直しを行う。

事後調査に係る手続の充実	<p>評価書段階での不確実性を補う事後調査の重要性に鑑み、次の手続を導入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事後調査計画書の作成 (※4)、公表、知事意見の提出 ➤ 事後調査報告書の公表、住民・関係市町村等の意見聴取
法対象事業に対する条例手続の適用の拡大	<p>法対象事業の環境影響の大きさを考慮し、条例独自の手続の適用を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事後調査に関する手続 ➤ 事業着手、事業完了等の報告 ➤ 必要な手続を実施しない場合の勧告、公表 など

※4 評価書記載の事後調査計画から変更がなく、評価書公告後に長期間を経ずに着手する場合など、計画書の作成を要しない場合を規定

(3) 条例対象事業の拡大

従来は想定していなかった種類の事業による大規模開発が行われていることから、太陽光発電所を対象事業化するなど「電気工作物の建設」について規定を整備するとともに、環境への影響が懸念される一定規模以上の土地の改変を対象事業とする「工作物の用に供する一団の土地の造成」の規定を新設する。

事業名 【条例事項】	区分 【規則事項】	対象事業となる規模要件【規則事項】	
		第1種事業	第2種事業
電気工作物の建設 (※5) (現行：風力発電所の建設のみ)	水力発電所	出力15,000kW以上	—
	風力発電所	出力5,000kW以上 (現行10,000kW以上)	—
	地熱発電所	出力5,000kW以上	—
	太陽光発電所	敷地面積が50ha以上	森林の区域等における敷地面積が20ha以上
	送電線路	17万V以上 かつ 亘長が1km以上	—
工作物の用に供する一団の土地の造成	—	一団の土地の面積が50ha以上	森林の区域等における一団の土地の面積が30ha以上

※5 火力発電所（バイオマス発電を含む）は「工場・事業場の建設事業」の中で規定済

3 施行期日

2の(1)ア	新たな環境影響評価手続の追加であり、実施方法を定める技術指針の改正など十分な準備期間が必要となることから、平成28年10月1日から施行。
上記以外	公布の日から起算して3月を経過した日から施行。